

薬局に必要な調剤設備器具一覧表

調剤設備器具一覧表

薬局の所在地	
薬局の名称	
開設者氏名	

設 備 器 具	
イ	液量器
ロ	温度計（100度）
ハ	水浴
ニ	調剤台
ホ	軟膏板
ヘ	乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒
ト	はかり（感量10mgのもの及び感量100mgのもの）
チ	ビーカー
リ	ふるい器
ヌ	へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
ル	メスピペット
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー
ワ	薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
カ	ロート
ヨ	調剤に必要な書籍

イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

備 考
-----

薬局製剤製造業に必要な器具一覧表

調剤及び試験検査設備器具一覧表

薬局の所在地	
薬局の名称	
開設者氏名	

設	備	器	具
イ	液量器		
ロ	温度計(100度)		
ハ	水浴		
ニ	調剤台		
ホ	軟膏板		
ヘ	乳鉢(散剤用のもの)及び乳棒		
ト	はかり(感量1mgのもの、感量10mgのもの及び感量100mgのもの)		
チ	ビーカー		
リ	ふるい器		
ヌ	へら(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)		
ル	メスピペット		
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー		
ワ	薬匙(金属製のもの及び角製又はこれに類するもの)		
カ	ロート		
ヨ	顕微鏡(倍率300倍以上のもの)、ルーペ(倍率10倍以上のもの)又は粉末X線回折装置		
タ	試験検査台		
レ	デシケーター		
ソ	はかり(感量1mgのもの)		
ツ	薄層クロマトグラフ装置		
ネ	比重計又は振動式密度計		
ナ	pH計		
ラ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ		
ム	崩壊度試験器		
ウ	融点測定器		
ヰ	調剤及び試験検査に必要な書籍		

イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

備考

--

薬局製剤製造業に必要な器具一覧表（他の試験検査機関を利用する場合）

### 調剤及び試験検査設備器具一覧表（一部利用）

薬局の所在地	
薬局の名称	
開設者氏名	

設 備 器 具	
イ	液量器
ロ	温度計（100度）
ハ	水浴
ニ	調剤台
ホ	軟膏板
ヘ	乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒
ト	はかり（感量1mgのもの、感量10mgのもの及び感量100mgのもの）
チ	ビーカー
リ	ふるい器
ヌ	へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
ル	メスピペット
ヲ	メスフラスコ又はメスシリンダー
ワ	薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
カ	ロート
コ	顕微鏡（倍率300倍以上のもの）、ルーペ（倍率10倍以上のもの）又は粉末X線回折装置
タ	試験検査台
レ	デシケーター
ソ	はかり（感量1mgのもの）
ツ	薄層クロマトグラフ装置
ネ	比重計又は振動式密度計
ナ	pH計
ラ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ
ム	崩壊度試験器
ウ	融点測定器
カ	調剤及び試験検査に必要な書籍

イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。

#### 備 考

上記品目のうち次の4品目は、厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関を利用し、自己の責任において試験検査を行う。

- 1 (ソ) はかり（感量1mgのもの） 2 (ツ) 薄層クロマトグラフ装置 3 (ナ) pH計  
4 (ム) 崩壊度試験器